

保有個人情報開示請求の手続きについて

1. 保有個人情報開示制度を利用できる方

自己に関する保有個人情報についてはどなたでも請求できます。

本人に代わって開示請求できるのは、**未成年者または成年被後見人の法定代理人と、本人から委任を受けた任意代理人のみ**です。

2. 対象となる保有個人情報

保有個人情報とは：実施機関の職員が職務上作成・取得した個人情報であって、組織的に利用するものとして実施機関が保有しているもののうち、文書、図画及び電磁的記録に記録されているものをいいます。

※実施機関とは、市長（公営企業管理者の職務を行う市長を含む）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、財産区です。議会は法律の対象外となりますので、別に定める「四国中央市議会の個人情報の保護に関する条例」において開示請求をしてください。

3. 請求の方法

保有個人情報の本人または代理人である確認を行いますので、次の確認書類をご用意ください。**担当課**または**総務調整課**へ、開示請求については「保有個人情報開示請求書（様式第2号）」を提出してください。

本人確認書類：個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証等

法定代理人確認書類：本人確認書類のほか、資格を証明する書類（戸籍謄抄本、登記事項証明書等）

任意代理人確認書類：本人確認書類のほか、「開示請求用委任状（様式第3号）」（委任者の実印を押印し印鑑登録証明書を添付する、又は委任者の運転免許証等確認書類の写しを添付する、のいずれかが必要です。）

【郵送請求について】

郵送での開示請求も可能ですが、上記本人確認書類、法定代理人確認書類、任意代理人確認書類のほかに、**開示請求者の住民票の写し（請求前30日以内に作成されたもの）**も併せて送付してください。

※必要とする保有個人情報については、先に担当課へご連絡のうえ、内容や対象となる行政文書について確認をいただきますと手続きが円滑に進められます。

4. 決定通知について

窓口で提出された日（郵送の場合は受理日）から **14日以内**（期間満了日が休日に当たるときはその翌日とする）に、開示、不開示等の決定を行います。

5. 開示の方法・費用負担について

① 閲覧又は視聴：無料

（デジタルカメラ等による撮影を希望する場合は、開示請求時にお知らせください）

② 写しの交付：白黒1枚につき10円（両面印刷は1枚につき20円）

カラー1枚につき80円（両面印刷はできません）

光ディスク1枚につき100円

※写しの交付を希望された場合、公開を実施する場所は、原則、請求書を持参された場所とします。別の場所での公開を希望される場合は、公開請求時にお知らせください。

③ 写しの送付：実費相当額（写しの交付料金と別に郵便代をいただきます）

開示（部分開示）となった場合は、決定通知書と納入通知書（郵便局での納付を希望する場合はお申し出ください。）をお渡しします。納付確認後に写しをお渡しすることとなります。

6. 不開示情報（個人情報保護に関する法律第78条第1項第1号～第7号）

- ① 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ② 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の事業情報を除く）であって、特定の個人を識別することができるもの、または開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- ③ 法人等に関する情報であって、開示することにより、権利、競争上の地位など正当な利益を害するおそれがあるもの
- ④ 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるもの
- ⑤ 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ⑥ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、協議に関する情報であって、開示することにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- ⑦ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

7. 決定に不服があるとき

開示決定棟について不服のあるときは、決定のあったことを知った日の翌日から3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。審査請求があった場合、実施機関は第三者的機関である「四国中央市情報公開・個人情報保護審査会」に審査を依頼し、再決定を行うこととなります。